

## 宝塚市地域生活支援事業実施要綱抜粋

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
  - 第2章 相談支援事業（第7条－第12条）
  - 第3章 成年後見制度利用支援事業（第13条－第15条）
  - 第4章 意思疎通支援事業
    - 第1節 通則（第16条－第22条）
    - 第2節 手話通訳者派遣事業（第23条－第27条）
    - 第3節 要約筆記者派遣事業（第28条－第32条）
    - 第4節 手話通訳者設置事業（第33条－第36条）
    - 第5節 入院時コミュニケーション支援事業（第37条－第42条）
  - 第5章 日常生活用具給付等事業（第43条－第52条）
  - 第6章 手話奉仕員養成研修事業（第53条・第54条）
  - 第7章 移動支援事業（第55条－第61条）
  - 第8章 地域活動支援センター事業（第62条－第67条）
  - 第9章 その他の事業
    - 第1節 訪問入浴サービス事業（第68条－第77条）
    - 第2節 更生訓練費給付事業（第78条－第84条）
    - 第3節 知的障害者職親委託制度事業（第85条－第96条）
    - 第4節 生活訓練等事業（第97条－第102条）
    - 第5節 日中一時支援事業（第103条－第109条）
    - 第6節 生活サポート事業（第110条－第116条）
    - 第7節 社会参加促進事業
      - 第1款 通則（第117条・第118条）
      - 第2款 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（第119条・第120条）
      - 第3款 障害者自動車運転免許取得費助成事業（第121条－第128条）
      - 第4款 身体障害者用自動車改造費助成事業（第129条－第135条）
    - 第8節 要約筆記者養成研修事業（第136条・第137条）
  - 第10章 雑則（第138条－第142条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の日常

生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する市町村の地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年厚生労働省告示第529号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）の例による。

#### （事業の内容）

第3条 市長は、国実施要綱に基づき、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 日常生活用具給付等事業
- (5) 手話奉仕員養成研修事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、国実施要綱に規定するその他の事業で市長が必要と認める事業

### 第5章 日常生活用具給付等事業

#### （趣旨）

第43条 日常生活用具給付等事業は、障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）の給付又は貸与（以下この章において「給付」という。）をすることにより、障害者等の福祉の増進を図るものとする。

#### （給付の委託）

第44条 市長は、日常生活用具の製作又は販売の業をしている者で市長が日常生活用具の給付に係る登録及び契約をした者（以下「業者」という。）に対し、日常生活用具の給付を委託することができる。

#### （対象者）

第45条 日常生活用具給付等事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、日常生活用具の種目に応じ、市長が別に定めるものとする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳（療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(3) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(4) 法第4条第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 前項の規定の適用において、日常生活用具の給付を受けようとする者（障害児にあってはその保護者をいう。以下同じ。）の所得が、補装具費の支給の例に準じ、法第76条第1項のただし書の政令で定める基準における支給の対象者でない障害者等は、対象者とししないものとする。

（種目等）

第46条 給付の対象となる日常生活用具は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具の規定に基づき、市長が別に定める用具とする。

（日常生活用具の給付申請）

第47条 日常生活用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書により市長に申請しなければならない。

（日常生活用具の給付決定）

第48条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請を行った者（以下この章において「申請者」という。）の実態を速やかに調査し、必要に応じ、医師その他の関係者の意見を求めた上で、給付の適否を決定し、日常生活用具給付決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、日常生活用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（給付）

第49条 日常生活用具の給付決定を受けた者は、決定の日から起算して1月を経過する日までの間に、給付券を前項の規定により委託された業者に提示しなければならない。

2 前項の規定による給付券の提示があった場合、当該業者は、第44条の給付に係る契約に基づき、遅滞なく当該日常生活用具の引き渡しを行うものとする。

（費用の支払）

第50条 市長は、日常生活用具の引き渡し適正に完了したと認めるときは、市長が日常生活用具の給付に通常要する費用の額を勘案して市長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該日常生活用具の給付に要した費用の額とする。以下「日常生活用具基準額」という。）

の100分の90に相当する額を給付するものとする。

（費用の負担）

第51条 日常生活用具の給付を受けた者は、次の各号に掲げる費用の額を合算した額を業者に対し支払わなければならない。ただし、貸与の場合にあっては、無償とする。

(1) 日常生活用具基準額から前条の規定による給付額を控除して得た額（ただし、法第29条第3項の規定による負担上限月額例により算定した額を上限とする。）

(2) 現に日常生活用具の給付に要する費用の額が日常生活用具基準額を超えるときは、当該日常生活用具基準額を超えた額

（給付を受けた者の義務）

第52条 日常生活用具の給付を受けた者は、当該日常生活用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に提供してはならない。

2 市長は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、当該日常生活用具の給付を受けた者に対し、第50条の規定に基づき市長が給付した費用の額に相当する額の全部又は一部を宝塚市に返還するよう命じることができる。

## 第7章 移動支援事業

（趣旨）

第55条 移動支援事業は、全身性障害者その他屋外での移動に著しい制限のある者に対し外出時における移動中の介護（以下「移動支援」という。）を行い、もって地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものとする。

（対象者）

第56条 移動支援事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等（障害児にあっては、原則として、就学前の児童を除く。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、外出時の移動支援につき、市長がその必要があると認めたとする。

(1) 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する障害者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。）

(2) 知的障害者 療育手帳の交付を受けた者で、屋外での移動に著しい制限のある障害者（児）

(3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる者で、漠然とした不安、妄想等により一人での外出が困難である障害者（児）又は公共交通機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うことが困難である障害者（児）

(4) 難病患者 法第4条第1項又は児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であり、第1号に掲げる者と同等に屋外での移動に著しい制限のあることが医師の意見書等により明らかであるもの

2 前項の在宅の障害者等には、法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居に入居している障害者等を含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に

規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者は、原則として、移動支援事業の対象者としなない。ただし、市長がその必要があると認める者については、この限りでない。

4 障害児を対象とする移動支援は、第1項の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 疾病、出産、事故、災害等により、当該児童の保護者が外出に付き添うことができない場合

(2) 必要最小限の範囲内で移動支援を利用することにより、当該障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む上で必要な能力又は適性の向上を図ることができると認められる場合

(事業の内容)

第57条 移動支援とは、交通機関の乗降等の介護、食事の介護、排泄の介護、交通料金の支払の支援、目的地における行動の支援等、障害に応じ必要とする外出に係る支援をいうものとする。

2 前項の移動支援は、次の各号のいずれにも該当しない外出に係る支援であつて、かつ、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限るものとする。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出に係る支援（法第5条第11項に規定する障害者支援施設、第8章に規定する地域活動支援センター、学校等に係る送迎をいい、児童を対象とし、当該児童の保護者の出産、疾病、事故、災害等により一時的に行われる学校等への送迎を除く。）

(3) 医療機関への通院（突発的な発病の際の通院等を除く。）

(4) 社会通念上適当でない外出

3 市長は、次の各号に掲げる実施方法により移動支援を行うものとする。

(1) 個別支援型 個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援

(2) グループ支援型 屋外におけるグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

(申請)

第58条 移動支援事業を利用しようとする障害者等（以下この章において「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第59条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請者の状況を調査の上、移動支援の利用の適否を決定し、その結果を、地域生活支援事業利用給付費支給決定（以下）通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項において決定する事項には、支援度合の区分として、身体介護を伴う場合又は身体介護を伴わない場合の区分を含むものとする。

(事業者、報酬等)

第60条 移動支援事業を行うことができる事業者（以下「派遣事業所」という。）は、第3条第2項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者で、かつ、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができ

ると認められ、同条第3項の規定により市長の登録を受けた事業所とする。

2 市長は、派遣事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、別表第1の費用の額から次条第1項及び第2項の規定により算定した障害者等が移動支援を利用した場合に支払うべき費用の額（以下この章において「利用者負担額」という。）を控除して得た額とする。

4 移動支援の提供に当たる者の資格は、別表第2のとおりとする。

5 移動支援事業の人員、設備及び運営の基準については、この要綱に特別の定めがある場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第1章及び第2章の例による。

(費用の負担)

第61条 障害者等が移動支援を利用した場合の利用者負担額は、別表第1の区分に応じ算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。

2 前項の場合において、利用者負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

3 移動支援業務に従事する者が移動支援に要する交通費（事業所と移動支援を利用した障害者等の居宅間の往復等に要する費用を除く。）については、当該移動支援を利用した障害者等の負担とする。

4 移動支援を利用した障害者等は、派遣事業所の請求に基づき、利用者負担額を支払うものとする。

## 第5節 日中一時支援事業

(趣旨)

第103条 日中一時支援事業は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労を支援し、又は日常的に介護している家族の一時的な休息を確保し、もって福祉の増進を図るものとする。

(対象者)

第104条 日中一時支援事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等で、日中において監護する者がいないため一時的な見守り等の支援につき、市長がその必要があると認めた者とする。

(事業の実施方法)

第105条 市長は、次に掲げる実施方法により日中一時支援を行うものとする。

(1) ショートステイ型日中一時支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく短期入所の事業を行う者が、廃止前の宿泊を伴わない短期入所支援に準じて行う障害者等に係る一時的な見守り等の支援をいう。

(2) 一時預かり事業型日中一時支援 廃止前の障害児タイムケア事業実施要綱（平成17年5月10日障発第0510001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく障害児タイムケア事業に準じ、前号の障害者等に係る一時的な見守り等の支援

以外の障害者等に係る一時的な見守り等の支援をいう。

2 日中一時支援事業の実施に伴う利用定員及び職員の配置等については、日中一時支援の提供が適切に行うことができるものでなければならない。

(申請)

第106条 日中一時支援を利用しようとする障害者等(以下この節において「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用給付費支給申請書を市長に提出するものとする。

(決定)

第107条 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業利用給付費支給決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(事業者及び報酬)

第108条 日中一時支援事業を行うことができる事業者は、第3条第2項各号のいずれかに該当する者で、かつ、この事業の運営における専門性、中立性及び公平性を確保し、当該事業を継続的に運営することができると認められ、同条第3項の規定により市長の登録を受けた事業所とする。

2 市長は、日中一時支援を行った事業所に対し、その報酬として、地域生活支援事業利用給付費を給付する。

3 前項の地域生活支援事業利用給付費の額は、別表第4に定める額とする。

(費用の負担)

第109条 利用者が日中一時支援を利用した場合に支払うべき費用の額(以下この節において「利用者負担額」という。)は、原則として、事業に要する経費の100分の10に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第105条第1項第2号の事業に係る利用者負担額は、1時間当たり200円とする。

3 前2項の規定に基づく利用者負担額が法第29条第3項の規定による負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額を利用者負担額とする。

### 第3款 障害者自動車運転免許取得費助成事業

(趣旨)

第121条 障害者自動車運転免許取得費助成事業は、障害者又は障害者を介護する者(以下「介護者」という。)に対し自動車運転免許(道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条に規定する公安委員会の運転免許をいい、仮免許を除く。(以下この款において「免許」という。))の取得に要する費用の一部を助成し、もって障害者の就労等社会活動への参加を促進するものとする。

(助成対象者)

第122条 自動車運転免許取得費助成事業の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、当該助成を受けたことのない者に限るものとする。

(1) 障害者が運転する場合にあっては、市内に住所を有する者で、道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者であって、かつ、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健

福祉手帳のいずれかの交付を受けている者

(2) 介護者運転の場合にあっては、自動車運転免許取得費助成事業の対象者は、市内に住所を有する障害者の親族(配偶者、直系血族若しくはその配偶者又は兄弟姉妹に限る。)で、次の各号のいずれかに該当する者を介助し、専らその者の用に供する目的で普通自動車を運転するため免許を取得しようとする者とする。ただし、障害者及び当該障害者の属する世帯の扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が未決定の場合は前々年分の所得税額)の合計額が92,400円以下である場合に限るものとする。

ア 身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者

イ 身体障害者手帳の障害の級別が1級若しくは2級である者又は障害が内部障害でその級別が3級である者

ウ 療育手帳の障害の級別が重度である者

(助成金の額)

第123条 助成金の額は、免許取得に要した費用(入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。)の2分の1に相当する額とする。ただし、障害者本人が運転する場合にあっては1人当たり100,000円、介助者運転の場合にあっては70,000円を限度とする。

(申請)

第124条 助成金の給付を利用しようとする対象者(以下この款において「申請者」という。)は、免許の取得前に障害者自動車運転免許取得費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、介護者運転の場合に限る。

(1) 対象者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

(2) 対象者である障害者及び当該障害者の属する世帯の扶養義務者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が未決定の場合は前々年分の所得税額)が確認できる書類(市が保有する税情報の利用に係る同意が得られない場合及び転入者の場合に限る。)

2 前項の障害者自動車運転免許取得費助成申請書には、自動車教習所における運転の練習の開始日に関する証明を受けなければならない。

(決定等)

第125条 市長は、申請内容を審査し、その給付の可否を障害者自動車運転免許取得費助成決定(却下)通知書により申請者に通知するものとする。

(変更及び取下)

第126条 前条の規定により給付決定の通知を受けた者(以下この款において「給付決定者」という。)が、申請の内容を変更し、又は取下げをする場合は、障害者自動車運転免許取得費助成変更(取下)届出書により市長に届け出るものとする。

(請求)

第127条 給付決定者は、免許取得後1月以内に、障害者自動車運転免許取得費助成請求書に免許証の写し及び免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第128条 市長は、給付決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

#### 第4款 身体障害者用自動車改造費助成事業

(趣旨)

第129条 身体障害者用自動車改造費助成事業は、身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労（以下この款において「就労等」という。）のため自らが所有し運転する自動車を改造する場合において、改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰を促進し、もって福祉の増進を図るものとする。

(助成対象者)

第130条 身体障害者用自動車改造費助成事業の対象者（以下この款において「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害である者
- (2) 自動車運転免許（第122条に規定する自動車運転免許をいい、仮免許を除く。以下同じ。）証（以下この款において「運転免許証」という。）を有する者
- (3) 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車（道路交通法第3条に規定する自動車の種類のうち、普通自動車に該当するものをいう。以下同じ。）の操向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者
- (4) 第134条の規定による給付の決定の日の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額をいう。）が、当該改造助成の給付を行う月において適用される特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2に規定する特別障害者手当をいう。）の支給を制限する場合の所得額を超えない者

(助成金の額)

第131条 この要綱による助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件当たり100,000円を限度とし、1車両につき1回限りとする。

(申請)

第132条 助成金の給付を利用しようとする対象者（以下この款において「申請者」という。）は、自動車の改造前に身体障害者用自動車改造費助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類（市が保有する税情報の利用に係る同意が得られない場合及び転入者の場合に限る。）
- (4) 改造対象自動車の自動車検査証の写し

(5) 改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費に係る記載のあるものに限る。）

(給付の決定)

第133条 市長は、申請内容を審査し、給付の可否を身体障害者用自動車改造費助成決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第134条 前条の規定により給付決定の通知を受けた者（以下この款において「給付決定者」という。）は、原則として、当該決定の日から2月以内の期間において申請した自動車の改造を行うものとする。

2 給付決定者は、前項の改造後30日以内の期間において、身体障害者用自動車改造費助成請求書に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第135条 市長は、給付決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

(介護給付費又は訓練等給付費)

第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。))を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

2 指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に受給者証を提示して当該指定障害福祉サービス等を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)を合計した額

二 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

4 から 8 略

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令抜粋

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。))は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。))のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。))の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。))を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。))であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。))であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。)) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害

者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあつた月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

